

## 1．政策及び15年度重点施策等

<b>政 策</b>	信託業のあり方についての見直し
<b>15年度 重点施策</b>	金融審議会での検討結果のとりまとめを踏まえ、所要の法案を提出
<b>参考指標</b>	信託業法等の整備状況

## 2．政策の目標等

<b>法定任務</b>	円滑な金融等
<b>基本目標</b>	金融機関の企業活動が活発に行われていること
<b>重点目標</b>	新規参入を通じて競争が促進されていること

## 3．政策の内容

企業の資金調達手段を多様化するなど金融の一層の円滑を図るための環境整備を進める観点から、信託業のあり方について、受託可能財産や信託業の担い手の拡大などを主な内容とする見直しを行い、所要の法案（信託業法案）を国会に提出することとしました。

## 4．現状分析及び外部要因

信託業については、現在、信託業法（大正11年制定）の免許を受けることにより参入が可能であるものの、実態としては、免許を受けた信託会社は存在せず、金融機関が「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく認可を受けて兼営する形でのみ行われています。

このような現状を受けて、「規制改革推進3か年計画」（平成13年3月30日閣議決定）において「信託会社の参入基準や行為規制など幅広い観点から、これまでの規制緩和策の実施状況を踏まえ、信託会社の在り方について検討を開始する。」とされたことを踏まえ、金融庁では、平成14年6月、金融審議会第二部会の下に「信託に関するワーキンググループ」を設置し、信託業のあり方について幅広く検討することとしました。

信託業のあり方の見直しに当たっては、様々な論点を整理する必要があり、信託に関する一般法である信託法や信託業に関する個別法である投資信託及び投資法人に関する法律、資産の流動化に関する法律等との関係も含め、包括的な検討も必要です。しかし、

経済界を中心に、知的財産権の管理や資産の流動化において信託機能を活用したいというニーズが高まり、「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月閣議決定）において、

「 信託業法における受託財産制限の緩和

信託業規制の見直し（信託会社の一般事業法人への解禁）

について、平成15年度中に検討・結論、措置予定」とされ、また、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（平成15年7月知的財産戦略本部決定）においても、知的財産の戦略的活用の支援の観点から、信託業法等の法整備を2003年度中に行うこととされました。このような状況を踏まえ、信託に関するワーキンググループでは、これらを先行的に検討すべき課題と位置付け、集中的な議論を行いました。

## **5．事務運営についての報告及び評価**

### **（1）事務運営についての報告**

信託に関するワーキンググループにおける議論の結果、平成15年7月28日の金融審議会第二部会において「信託業のあり方に関する中間報告書」が取りまとめられ、

信託業法における受託可能財産の制限を撤廃し、特許権、著作権等知的財産権を含む財産権一般に受託可能財産の範囲を拡大すること、

金融機関以外の者による信託業への参入を可能にするとともに、受益者保護等のため、参入基準、行為規制、ディスクロージャー、受託者責任といったルールを整備すること、

等を信託業法の見直しの基本的方向とすべきとの提言がなされました。

金融庁では、本中間報告書の趣旨を踏まえて信託業法等の改正作業を行い、16年3月5日、第159回通常国会に「信託業法案」を提出しました。

なお、信託業法案は、16年4月22日の衆議院本会議において趣旨説明・質疑が行われ、同日、衆議院財務金融委員会に付託されましたが、第159回通常国会の会期末に閉会中審査案件とされました。

#### **【信託業法案の概要】**

受託可能財産の範囲の拡大

現行信託業法では、受託可能財産の種類が金銭等に限定されているが、知的財産権等の新たな信託のニーズが高まっていること等を踏まえ、受託可能財産の限定を廃止し、すべての財産権を受託可能財産とする。

### 信託業の担い手の拡大

金融機関以外の信託業の担い手である信託会社について、その業務の内容に応じて免許制又は登録制の下で信託業を営むことを可能とするとともに、委託者や受益者の保護を図るため、信託会社に対する行為規制や監督規制等を措置する。

また、知的財産権をはじめとした信託活用のニーズにきめ細かく対応するため、グループ企業内での信託業や大学等の技術移転事業を行う承認 T L O による信託業を可能とする。

### 信託サービスの利用者の窓口の拡大

信託サービスの提供チャネルの拡大の観点から、信託会社の委託を受けて信託契約の締結の代理等のサービスを提供する信託契約代理店及び信託受益権の販売等のサービスを提供する信託受益権販売業者の制度を設け、これらの者による取引の公正を確保するための規定等を整備する。

## ( 2 ) 評価

前述のとおり、「信託業法案」は、受託可能財産の範囲を知的財産権を含め財産権一般に拡大することや、現在、金融機関に限定されている信託業の担い手を金融機関以外の者に拡大することを基本的な内容としており、金融機関以外の多様な者が新たに信託業に参入することにより、「新規参入等を通じた競争の促進」という重点目標の達成にも資するものとなっています。

## 6 . 今後の課題

信託業法案についての国会での審議を踏まえ、信託制度の整備の必要性について、引き続き、理解を求めていくことが必要です。

## 7 . 当該政策に係る端的な結論

現時点では成果の発現は予定されていませんが、政策の達成に向けた制度構築等が行われており、引き続きこれまでの取組みを行う必要があります。( 信託業法案は第 159 回通常国会に提出し、同国会の会期末に閉会中審査案件とされています。)

## 8 . 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 9 . 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔使用資料等〕

- ・金融審議会第二部会の開催実績
- ・信託業法等の整備状況

## 10 . 担当部局

総務企画局企画課信用制度参事官室